資料1-1

令和5年度保険料率について

医療保険の令和5年度平均保険料率について

1. これまでの議論の経緯

■ 令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現認識である」との考え方を示した。

- 運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむ得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた(運営委員の主な意見は、令和4年12月16日の運営委員会に資料として提示。6~8頁参照)。
- 支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が39支部、引き下げるべきとの意見が1支部、平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見(両論併記)が7支部となった(9頁参照)。

2. 協会としての対応

- (1) 平均保険料率について 令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- (2)保険料率の変更時期について 令和5年4月納付分からとする。

第89回全国健康保険協会運営委員会 理事長発言要旨 (平成 29年12月19

- 申し上げる。 精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり
- 提示させていただいた。 はあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の 皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに 定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題で 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設
- が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽く 療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の してもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えてい 世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金 は 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。 このシミュレーションでは、 医 これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的に
- 負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率
- も踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのごと、広く国民にとって十分 を支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていること にご理解いただける保険料率とする必要があると考える また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それ
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については 平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。 まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏
- 論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申 財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わると し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという 上げたい。 これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一 ・一世し

明確にしたいと考えている。 光元ている。 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと 量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、 5 年ないし 2025 は考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。 保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁 3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を

第 93 回全国健康保険協会運営委員会(平成 理事長発言要旨 30 角9 田 13 \square

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます
- も 10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会 いとのご意見も頂戴しました。 のご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほし 加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないと の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか うするのかというご意見の中で、そのごとについては、やはり 10%、中長期的に考えて 今回お話しいただいた、論点1の来年度 (平成31年度)の保険料率についてど
- に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。 会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員
- ら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということ 評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そしてどのようにして協会けんぽを長く安 と埴岡委員からもお話がありましたが、2040 年という本当に長期的なことも考えなが を考える必要がございます。 定的に維持できるのかということをきっちりとお話をさせていただきながら、本日、森委員 これから、10月、11月、12月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。 , 69
- いきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただ りますけれども、最悪の場合、2021年度から赤字に転じてしまうというような財政状 と考えております。 きたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話をさせていただきたい がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をして 況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字 恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいてお 私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に

118 回全国健康保険協会運営委員会 理事長発言要旨 (令和4年9 Д

- いて中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。 るご質問をいただいたので、私の認識を申し上げたい。まず、当時平均保険料率につ 均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関す 本日、運営委員の皆様より、私が平成 29 年 12 月の運営委員会において、「平
- の一層の増加が見込まれ、また、2040年には65歳以上の高齢者人口が最も多く 年には、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金 10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025 なり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率
- の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。 及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担 -方で、現在の平均保険料率 10%は、保険料をお支払いいただいている事業主
- 加入者に一人当たり 10 万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう うかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、 仮に 4,000 万人の ず、現在保有している約4兆3,000億円の準備金が本当に十分な水準であるかど ス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言え 金額でもある また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイル
- いよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。 最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率 10%を超えな 齢者人口が最も多くなる 2040 年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に る限り長く、平均保険料率 10%を超えないようにすることができる。65 歳以上の高 るよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健 できるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、でき 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現す 一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることが

令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

令和4年12月16日 第120回運営委員会資料

■ 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないか。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇するということしか示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

■ 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

■ 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

■ 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に 進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コラボヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

■ 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。

■ 令和 5 年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。 また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を整合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということを認識した上で議論していくことが大事である。

2. 保険料率の変更時期

■ 令和5年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和5年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和4年11月24日 第119回運営委員会資料

令和4年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、「医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本的に考えている」「協会の財政について、大きな変動がない限り、中長期に考えていきたいという基本スタンスを変えていない」ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 0支部 (2支部)

※()は昨年の支部数

意見の提出あり 47支部 (45支部)

茨城 1 平均保険料率10%を維持するべきという支部 39支部 (31支部)

② ①と③の両方の意見のある支部

7支部 (10支部)

③ 引き下げるべきという支部

1支部 (4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

政府予算案を踏まえた収支見込(令和5年度)の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位:億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	
		決算	直近見込 (R4年12月)	R4-R3	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月)	R5-R4	備考
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
	保険料収入	98, 553	100, 646	2, 092	99, 503	▲ 1, 143	H24-R4年度保険料率: 10.00%
収	国庫補助等	12, 463	12, 455	▲ 8	12, 749	294	R5年度保険料率: 10.00%
入	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	ā†	111, 280	113, 325	2, 045	112, 466	▲ 859	
	保険給付費	67, 017	69, 240	2, 223	69, 094	▲ 146	
	前期高齢者納付金	15, 541	15, 310	▲ 231	15, 475	165	
	後期高齢者支援金	21, 596	20, 556	▲ 1,039	22, 260	1, 704	
支出	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4, 134	3, 843	▲ 291	3, 504	▲ 340	
	āt	108, 289	108, 950	661	110, 334	1, 384	OR5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率
	単年度収支差	2, 991	4, 375	1, 384	2, 132	▲ 2, 243	R5年度均衡保険料率: 9.78%
準備金残高		43, 094	47, 469	4, 375	49, 602	2, 132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

収支見込(令和5年度)の説明

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2.100億円の見込み。

① 収入の状況

収入(総額)は、令和4年度(直近見込)から900億円の減少となる見込み。

▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月~2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出(総額)は、令和4年度(直近見込)から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢 者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分 の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算(国庫特例減額措置分) による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

③ 収支差と準備金残高

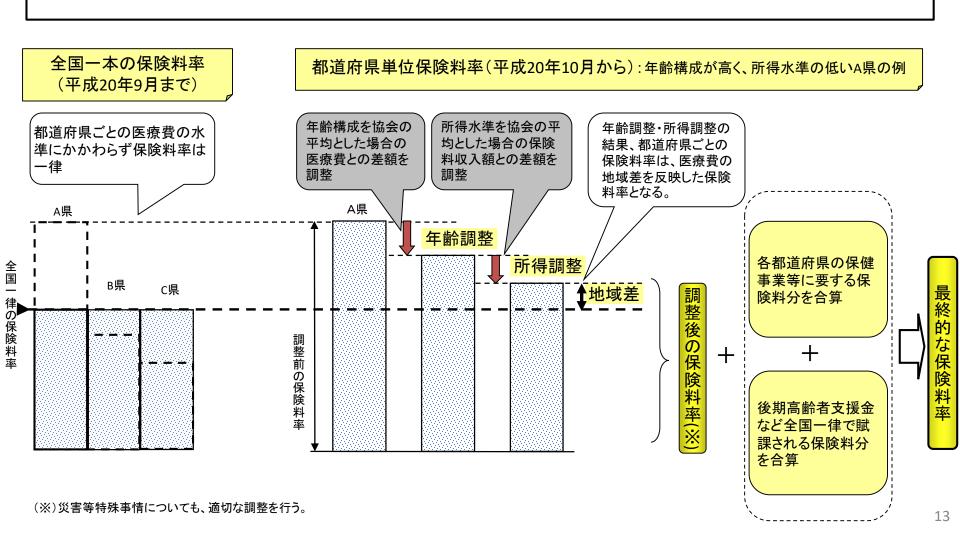
令和5年度の「収支差」は、令和4年度(直近見込)より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。 (収支均衡料率は、9.78%の見込み。)

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

令和5年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- ●平均保険料率は10%
- ●インセンティブ分の加算額は、0.01%に変更
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に 変更

○ 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



インセンティブ制度の概要(見直し前)

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

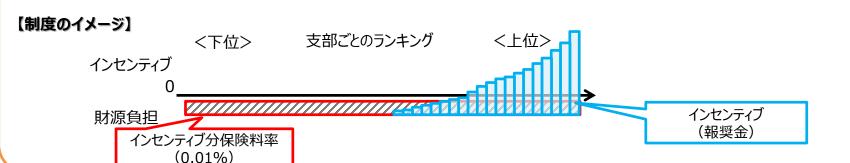
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標 に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の 総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%(※)を盛り込む。
 - (※)協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。 平成30年度の実績(令和2年度保険料率):0.004% ⇒ 令和元年度の実績(令和3年度保険料率):0.007% ⇒ 令和2年度の実績(令和4年度保険料率):0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

14



令和5年度茨城支部の保険料率の見込みについて

◆令和5年度茨城支部 健康保険料率

○健康保険法第160条の1項の規定に基づき保険料率を算定(暫定版)※端数処理のため、数値が一致しない場合があります。

	全国	茨城		
医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a) (年齢調整・所得調整後)	5.36%	5.10%		
所要保険料率(a+4.64%) 4.64%は全国一律の保険料率 内訳は以下のとおり				
傷病手当金等の現金給付費前期高齢者納付金等3.58%保健事業費等その他収入▲ 0.02%	10.00%	9.75%		
保険料率(精算反映後、インセンティブ反映前)(b) 茨城支部 令和3年度精算分保険料率 ▲0.02%	10.00%	9.72%		
保険料率(精算・インセンティブ反映後) (c) インセンティブ分保険料率 +0.01%	10.00%	9.73%		

- ・保険料率(b)は、所要保険料率には含まれていない、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(c)は、保険料率(b)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和3年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和5年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.01%になるとは限らない。

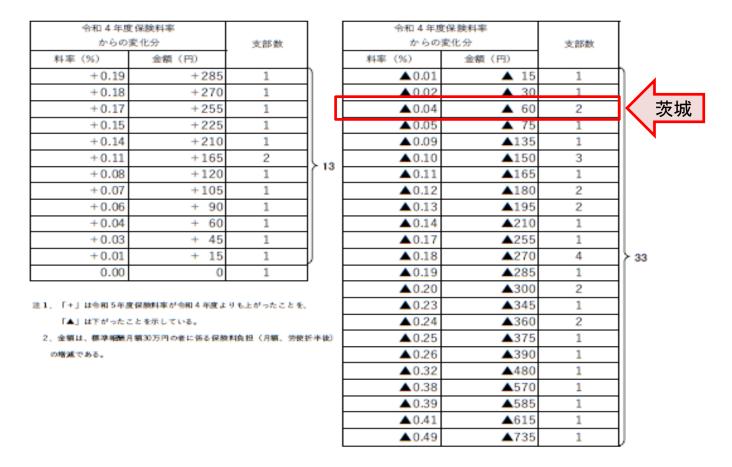
令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化(暫定版)

令和5年度都道府県単位保険料率の保険料率別支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数		保険料率 (%)	支部数	7
10.51	1	\neg	9.98	1	†
10.36	1	\dashv \vdash	9.96	2	1
10.32	1	$\exists \vdash$	9.94	1	11
10.29	2		9.92	1	7
10.26	2		9.91	1	71
10.25	1		9.89	1	7
10.23	1	$\neg $	9.87	1	7
10.21	1	$\neg $	9.86	1	7
10.20	1	→ 20	9.82	2	7
10.17	1		9.81	1	71
10.14	1		9.80	1	>26
10.10	1		9.79	1	7/26
10.09	1		9.77	1	7
10.07	1		9.76	2	71
10.05	1		9.75	1	
10.02	1		9.73	2	丁 茨城
10.01	2	\neg \cup	9.67	1	
10.00	1		9.66	1	
•	•		9.57	1	
			9.53	1	
			9.49	1	
			9.33	1	IJ

令和5年度都道府県単位保険料率の令和3年度からの変化(暫定版)

令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化(暫定版)



茨城支部における健康保険料率の遍歴

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

H26

年度

H20

H21

H22

H23

H24

H25

茨城支部 保険料率 (%)		8.20	8.18 (△0.02)	9.30	9.44		9.93			92	9.89 (△0.03)	9.90	9.84 (△0.06)	9.77 (△0.07)	9.74 (△0.03)	9.77	9.73 (△0.04)
	平均保険 料率 (%)	8.20	8.20	9.34	9.50	10.0 (+0.5)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	激変緩和 措置	-	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	-	-	-
	インセンティブ分 保険料率	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004	0.007	0.007	0.01
	変更時期 (納付月)	-	H21.10	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.5	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
	国庫補助	13.0	0%		16.4%	(財政特	例措置)		16.4% (恒久措置)								
	単年度 収支差 ^(億円)	▲2,290	▲4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	5,948	5,399	6,183	2,991	-	ı
	準備金残高 ^(億円)	1,539	▲3,179	▲638	1,951	5,055	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	28,521	33,920	40,103	43,094	-	-

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール (現時点での見込み)

	1月	2月	3月			
	1/30	(2/20) 予備日	3/23			
運営委員会	【議題】 定款変更について(付議) (令和5年度都道府県単位保険料 率等の決定)		【議題】 令和5年度事業計画・予算の 決定(付議)			
	支部長意見の申出					
	1/17					
支部評議会	•令和5年度都道府県単位保険料率					
	·令和5年度支部事業計画 ·令和5年度支部保険者機能強化予算					
7 - 11	更なる保健事業の広報等					
その他	保険料率の広報等					
			1			
国		保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等			